

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、令和6年11月27日付けで行った、「会計年度職員〇〇 内定日問い合わせ時のやりとりについて（〇〇部〇〇課保有分）」ほか2件（以下「本件対象保有個人情報」という。）の部分開示決定は妥当である。

### 2 審査請求等の経緯

#### （1）処分の経緯

ア 審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）第76条第1項の規定に基づき、令和6年10月18日付けで実施機関に対し、令和6年7月から埼玉県警察において作成された、私が雇用保険制度の再就職手当を受給申請するにあたって、埼玉県警察本部〇〇部〇〇課（以下、本部〇〇課）から「私の内定日」について私が誤教示を受けた事案に関する管理票、報告書、口頭録取書、電話用紙、メモ等、一切の文書、図画、写真、動画、電磁的記録及び私が本部〇〇課に作成を依頼した同受給申請書類（採用証明書等）の訂正依頼に関する管理票、報告書、口頭録取書、電話用紙、メモ等、すべての文書、図画、写真、動画、電磁的記録等並びに私の採用に当たって、私が郵送、提出したすべての文書、図画、写真、動画、電磁的記録等の開示を求める保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

イ 実施機関は、法律第82条第1項の規定に基づき、同年11月27日付けで本件開示請求について、本件対象保有個人情報の部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

#### （2）審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、実施機関の上級行政庁である埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、同年12月9日付けで本件処分の取消しを求める旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

#### （3）審査の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について、令和7年5月19日付け、諮問庁から法

律第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づく諮問を受け、弁明書及び反論書の写しを受領した。

イ 当審査会は、本件審査請求について、同年10月21日に諮問庁からの意見聴取を行った。

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 審査請求の主旨

本件処分の取消しを求める。

#### (2) 審査請求の理由

私が、雇用保険制度の再就職手当を受給するに当たって、〇〇課職員による「就職内定日」の日付についての誤教示により、金銭的損害を受けた事案の事実を究明するために請求した保有個人情報の開示請求であり、開示された書面についての疑惑を明らかにするため請求する。

### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

不開示理由について

#### (1) 警察職員の氏名（警部及び警部相当職以上の職員を除く。以下「警察職員の氏名」という。）

警察職員の氏名は、開示請求者以外の個人に関する情報である。開示請求者以外の個人に関する情報は、法律第78条第1項第2号において不開示情報として規定されており、同号ただし書イ、ロ、ハに掲げる情報に該当する場合は、不開示情報から除外ものとされている。

同号ただし書イについて、警察職員の氏名は、埼玉県職員録においても新聞の人事異動情報等においても公表されていない。よって、当該情報は、慣行として開示請求者が知ることができる情報とは言えず、知ることが予定されている情報とも言えないため、同号ただし書イに該当しない。

同号ただし書ロについて、警察職員の氏名を不開示にすることにより、人の生命、健康等に被害が発生し、又は将来、人の生命、財産等が侵害されるおそれがある特段の事情はないため、同号ただし書ロに該当しない。

同号ただし書ハについて、警察職員の氏名は、公務員の職及び当該職務執行の内容に係る部分ではないため、同号ただし書ハに該当しない。

また、警察職員の氏名を公にした場合、警察職員が活動対象としている人物等から

職員本人、又はその家族への脅迫、あるいは懐柔を容易にさせることとなり、そのような事案が発生した場合には、警察の任務である公共の安全と秩序の維持に支障をきたすのは明白であるため、当該情報は、「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報」に該当する。よって、警察職員の氏名は、法律第78条第1項第2号及び第5号に該当する情報として不開示としたものである。

#### (2) 警察の訴訟業務等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報

原処分の対象となった「開示請求者に係る法務相談メモ（相談前のもの）」及び「開示請求者に係る法務相談メモ（相談後のもの）」（以下「法務相談メモ」という。）については、警察において方針を決定するに当たり、顧問弁護士に相談した情報であり、当該相談事項と相談結果は一対となっていることから、当事者である審査請求人に開示することとなれば、顧問弁護士と警察との信頼関係が崩れ、顧問弁護士に対して率直な相談を行うことが困難となるほか、警察の訴訟業務に支障を及ぼすおそれがあるなど、警察活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報である。よって、法律第78条第1項第7号柱書に該当する情報として不開示としたものである。

#### (3) 開示請求者以外の個人に関する情報

法務相談メモについては、複数の当事者が関与する記録であるため、開示請求者以外の当事者に関する情報が含まれており、当該情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、法律第78条第1項第2号において不開示情報として規定されている。

なお、同号ただし書イについては、「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当するときに限り開示することとしているが、当該情報は、「法令の規定」により開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報ではなく、また、仮に当該情報が「慣行」として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報だったとしても、それが個別的な状況にとどまる限り「慣行として」には当たらない。また、不開示にすることにより、人の生命、健康等に被害が発生する、もしくは将来、人の生命、財産等が侵害されるおそれがある特段の事情はなく、さらに、公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分でもないため、同号ただし書イ、ロ、ハのいずれにも該当しないことから、法律第78条第1項第2号に該当する情報として不開示としたものである。よって、審査請求人は、不開示部分の開示を求めていたが、原処分は、上記のとおり法律に基づき適切に行われたものである。

### 5 審査会の判断

### (1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「会計年度職員〇〇 内定日問い合わせ時のやりとりについて（〇〇部〇〇課保有分）」（以下「本件対象文書1」という。）、「開示請求者に係る法務相談メモ（相談前のもの）（〇〇部〇〇課及び〇〇保有分）」（以下「本件対象文書2」という。）及び「開示請求者に係る法務相談メモ（相談後のもの）（〇〇部〇〇課及び〇〇保有分）」（以下「本件対象文書3」という。）である。

実施機関は、警察職員の氏名（警部及び警部相当職以上の職員を除く。）について、法律第78条第1項第2号及び第5号に該当するとして、警察の訴訟業務等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報について、法律第78条第1項第7号柱書に該当するとして、また、開示請求者以外の個人に関する情報について、法律第78条第1項第2号に該当するとして、本件処分を行った。これに対し審査請求人は、本件処分の取消しを求めている。そのため、当審査会では、本件処分における不開示部分の不開示情報該当性について以下検討する。

### (2) 警察職員の氏名について

法律第78条第1項第2号は、「開示請求者以外の個人に関する情報（中略）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定し、ただし書イ、ロ又はハに掲げる情報に該当する場合は不開示情報から除くものとしている。

当審査会において、本件対象文書1を見分したところ、当該不開示情報には、警察職員の氏名が記載されていた。警察職員の氏名は、開示請求者以外の個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる情報であることから、法律第78条第1項第2号本文に該当する。なお、本件については、同号ただし書イ、ロ又はハに該当する事情は見当たらない。

### (3) 警察の訴訟業務等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報について

法律第78条第1項第7号は、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、（中略）当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

当審査会において、本件対象文書2及び3を見分したところ、両文書ともに法務相談メモとして、本件対象文書2には実施機関が顧問弁護士に相談した内容が、本件対

象文書3には実施機関が顧問弁護士に相談した内容及び顧問弁護士からの回答が記載されていた。

実施機関が顧問弁護士に相談した情報は、具体的な相談内容と、それに対する顧問弁護士の法的見解が具体的かつ率直に記載されており、実施機関が内部的に行う検討や対応方針の決定に大きく影響を及ぼす情報であると認められる。こうした相談内容及び回答を開示するとした場合、実施機関が顧問弁護士への相談を躊躇したり、さらに顧問弁護士にあっても、実施機関の相談に対して自己の見解を示すことに消極的となるおそれは否定できない。そして、その結果として、実施機関が顧問弁護士から率直な意見を得られなくなり、実施機関と顧問弁護士との信頼関係が損なわれ、今後の実施機関の法務相談の業務に支障が生じるおそれがあると認められる。したがって、法律第78条第1項第7号柱書に該当するという実施機関の主張は妥当である。

#### (4) 開示請求者以外の個人に関する情報について

当審査会において、本件対象文書2及び3を見分したところ、当該不開示情報には、審査請求人以外の個人の氏名が記載されていた。審査請求人以外の個人の氏名は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、法律78条第1項第2号本文に該当し、同号ただし書イ、ロ又はハに該当する事情も認められない。

#### (5) その他

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

#### (6) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

加藤 隆之、奥山 亜喜子、栗原 隆之

### 審査会の経過

年 月 日	内 容
令和7年 5月19日	諮詢（諮詢第199号）を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
令和7年10月21日	諮詢応からの意見聴取及び審議
令和7年11月18日	審議

令和7年12月 4日

答申